様式第108号（第43条関係）

|  |
| --- |
| 財産の引渡命令書 |
| 年　　月　　日住（居）所（所在地）氏名（名称）　　　　　殿村長　　　　　　　　下記のとおり、滞納金額を徴収するため必要があるので、あなたが占有している滞納者所有の下記財産を徴税吏員に引き渡してください。 |
| 滞納者 | 住（居）所（所在地） |  |
| 氏名（名称） |  |
| 滞納金額 | 年度 | 税目 | 納期限 | 督促状発付年月日 | 税額 | 督促手数料 | 延滞金額 | 加算金額 | 加算金額 | 滞納処分費 |
|  |  | ・・ | ・ ・ | 円 | 円 | 下記の金額 | 円 | 円 | 下記の金額円（　　　） |
|  |  | ・・ | ・ ・ |  |  | 〃 |  |  | 〃（　　　） |
|  |  | ・・ | ・ ・ |  |  | 〃 |  |  | 〃（　　　） |
|  |  | ・・ | ・ ・ |  |  | 〃 |  |  | 〃（　　　） |
| 計 |  |  |  |  |  |  |
| (名称、数量、性質及び所在)引渡命令財産 |  |
|  |
|  |
|  |
| 占有者 | 住（居）所（所在地） |  | 氏名（名称） |  |
| 引渡期限 | 年　　　月　　　日 | 引渡場所 |  |
| 引渡命令を発する根拠規定 |  |
| 記1　「延滞金額」は、納期限の翌日から納付（納入）の日までの期間に応じ、督促状を発した日から起算して11日目までの期間については年7.3パーセントそれ以後の期間については年14.6パーセントの割合で計算した額です。なお、計算した額に100円未満の端数があるとき又はその金額が500円未満であるときは、その端数金額又はその全額は切り捨てます。2　「滞納処分費」は、滞納処分に要した費用で（　）書の金額は、この通知書作成の日までのものです。 |
| 注意 | この命令について不服があるときは、この命令書を受け取った日の翌日から起算して30日以内に行政不服審査法第4条の規定により村長に、審査請求をすることができます。 |